

子ども・子育て支援に関するアンケート調査

市では、第2期子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等を把握するため、アンケート調査を実施させていただきます。

アンケートが届いたご家庭は、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

- 調査対象 未就学児及び小学生の保護者
- 問い合わせ先 地域福祉課
〔☎0837(52)5228〕

蜜蜂飼育者の皆さんへ

蜜蜂を飼育される人は、養蜂振興法に基づき、毎年1月1日時点の飼育状況や飼育計画について記載した「蜜蜂飼育届」の提出が必要です。

平成31年に市内で飼育される人は、1月21日頃までに農林課又は建設農林部各総合支所分室で手続きを行ってください。

- 問い合わせ先 農林課
〔☎0837(52)1115〕

美祢市シルバー人材センター入会説明会

- 日時・場所 1月16日(金)
 - ・9時 美東事務所
 - ・10時30分 秋芳事務所
 - ・14時 美祢事務局
- また、美祢市シルバー人材センターでは、臨時的かつ短期的な雇用による就業についての職業紹介、及び一般労働者派遣事業も行っています。
- 問い合わせ先 美祢市シルバー人材センター美祢事務局
〔☎0837(53)0541〕

ふるさと山口 企業合同就職フェア

来春の大学等新卒予定者、及び一般求職者の就職を支援するとともに企業の人材確保を支援するため、企業合同就職フェアを開催します。

- 日時 1月29日(火)
10時～12時30分／13時30分～16時
※午前・午後で企業入替
- 場所 山口グランドホテル
(山口市小郡黄金町1-1)
- 参加対象
 - ・平成31年3月に大学・短大・専修学校等を卒業予定の人

- (大学の場合4年生が対象)
- ・求職中の一般の人
- 参加料 無料
- 参加対象企業 県内に事業所を有し、原則として県内での常用雇用の予定のある企業
- 問い合わせ先 山口しごとセンター
〔☎083(976)1145〕

山口県特定(産業別)最低賃金が改正されました

- 効力発生日 平成30年12月15日
 - ①鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業
 - ・最低賃金 939円
 - ②電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
 - ・最低賃金 865円
 - ③輸送用機械器具製造業
 - ・最低賃金 909円
 - ④百貨店、総合スーパー
 - ・最低賃金 822円
- ※なお、山口県最低賃金は平成30年10月1日から1時間802円に改定されています。
- 問い合わせ先 厚生労働省山口労働局賃金室
〔☎083(995)0372〕

税務課からのお知らせ

平成27年度に地籍調査のあった土地について

平成27年度に地籍調査のあった土地について、平成30年中に登記の完了した筆については、地積や地目の変更がある場合、平成31年度の評価額や税額が変更されています。

あなたの住宅用地は変わっていませんか

住宅用の土地は、税の負担を軽くするための「住宅用地に対する課税標準の特例措置」が適用されています。そのため、住宅が建っている土地と、店舗・工場など居住用ではない建物が建っている土地では、評価額が同じでも税額は異なります。特例措置を正しく適用するために、平成30年中に家屋の用途を変更した人は税務課固定資産税係までご連絡ください。

また、平成30年中に造成・植林・家屋の取り壊し等により現況の地目に変更があった土地で、地目変更登記が未了となっている人についても、ご連絡ください。

家屋を新築・増築・改築及び取り壊されたときは

◆家屋を新築・増築・改築された場合

平成30年1月2日以降に新築、増築及び改築された家屋(建築基準法に基づく建築確認を必要としない家屋も含む)は、平成31年度から固定資産税・都市計画税(都市計画税は一部の地域のみ)の課税対象となります。

◆家屋を取り壊された場合

平成30年中に取り壊された家屋は、平成31年度から固定資産税・都市計画税の課税対象から除かれます。現地調査を行いますので、税務課固定資産税係まで届出をお願いします。

償却資産の申告を忘れずに **申告期限:1月31日(金)**

市内で事業(製造業・販売業・飲食業・不動産業・各種賃貸業など)を営む法人(営業所等を含む)及び個人は、地方税法第383条の規定により平成31年1月1日現在に所有する事業用資産の申告が必要です。前年度までに申告があった人には既に申告書を送付していますが、事業を営んでいる人で申告書がお手元に届かない場合は、税務課固定資産税係までご連絡ください。

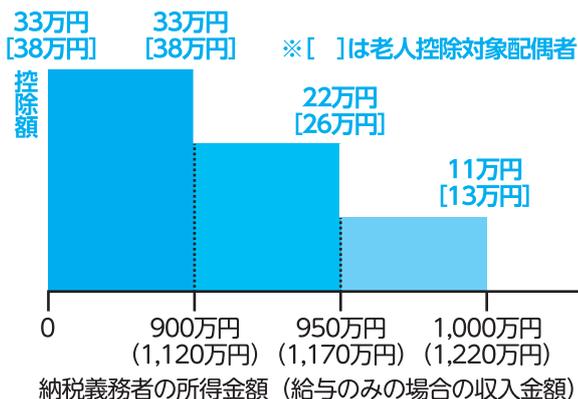
また、平成30年中に10KW以上の太陽光発電を開始された人は、償却資産の申告をしてください。

問い合わせ先 税務課 〔☎0837(52)5234〕

平成31年度以降の市県民税について 配偶者控除及び配偶者特別控除の 見直しが行われました

配偶者控除

- 控除を受ける人の合計所得金額に応じて控除額が変わります。
- 合計所得金額が1,000万円（給与所得だけの場合、給与収入1,220万円）を超えると適用されません。

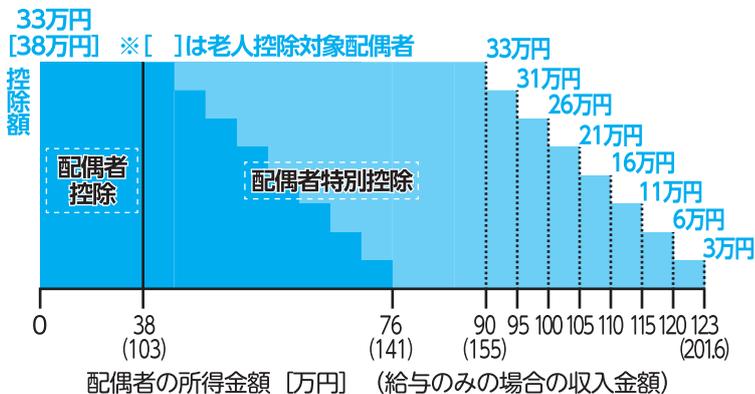


問い合わせ先 税務課 ☎0837(52)5234

配偶者特別控除

- 控除を受ける人の合計所得金額に応じて控除額が変わります。
※合計所得金額が1,000万円を超える場合は、従来どおり適用されません。
- 配偶者の合計所得金額の上限が76万円未満から123万円以下（給与所得だけの場合、給与収入141万円未満から201.6万円未満）まで引き上げられました。

下記については、納税義務者の合計所得金額が900万円以下の場合についてのみ対応



例えば、1年間に、妻(夫)が得た給与収入額(複数の場合はそれらの合計額)に応じた場合、下記のようになります。

妻(夫)の給与収入	妻(夫)の市県民税	妻(夫)の所得税	妻(夫)の配偶者控除	妻(夫)の配偶者特別控除
93万円以下	非課税	非課税	適用あり	適用なし
93万円超 103万円以下	課税	非課税	適用あり	適用なし
103万円超 201.6万円未満	課税	課税	適用なし	適用あり
201.6万円超	課税	課税	適用なし	適用なし

厚狭税務署からのお知らせ

2月18日月から 確定申告会場を開設しています

※上記より前は、確定申告会場を開設していません

確定申告会場開設までは限られた人員、スペース等での相談体制としておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、郵送・窓口提出は2月18日以前でも受け付けております。

確定申告書はパソコンだけでなく、スマホ、タブレットからも確定申告書作成コーナーで簡単に作成できます。

スマホ、タブレット端末等をご使用の人はこちら
※右記コードのURLは今後変更する場合があります。



消費税の軽減税率制度への 対応には準備が必要です

2019年10月1日から、消費税の税率が引き上げられ、軽減税率制度が実施されます。

標準税率10%と、飲食料品に係る軽減税率8%について

☐帳簿・請求書等を税率ごとに区分して記載することが必要になります。

☐レジや受発注システム・会計システム等の導入・改修・入替が必要になることがあります。

軽減税率制度に関する情報は

国税庁ホームページ内



をクリック

1月納付 カレンダー 1月31日(木)

納付種別	納付対象
市県民税	4期
国民健康保険税	7期
後期高齢者医療保険料	7期
介護保険料	7期
市営住宅使用料	1月分
有線テレビ使用料	5期
下水道事業受益者負担金	4期

移動市長室(1月)

1月の移動市長室の開催はありません。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いします。

問い合わせ先 秘書課 ☎0837(52)5250